二　前項の修正申告等が相続税に関するものである場合　次に掲げる国外財産調書のいずれか
イ　当該相続税に係る被相続人（遺贈をした者を含む。イ及び第四項第二号イにおいて同じ。）の相続開始年の前年分の国外財産調書（被相続人がその提出期限までに相続開始年の前年分の国外財産調書を提出しないで死亡した場合にあっては、被相続人の相続開始年の前々年分の国外財産調書）
ロ　当該相続税に係る相続人の相続開始年の年分の国外財産調書
ハ　当該相続税に係る相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

第六条第五項中「前二項」を「第二項及び第四項から前項まで」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7　国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税に関し修正申告等があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある居住者が、当該修正申告等があった日前に、国税庁、国税局又は税務署の当該職員から第二項又は第四項に規定する国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）又はその写しの提示又は提出を求められた場合において、その提示又は提出を求められた日から六十日を超えない範囲内においてその提示又は提出をしなかったとき（当該居住者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）における第一項又は第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項の規定は、適用しない。

二　第三項中「百分の十（第一号に掲げる場合に該当することにつき同号の国外財産調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続国外財産を有する者（その価額の合計額が五千万円を超える国外財産で相続国外財産以外のものを有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がない場合又は第二号に掲げる場合のうち同号の国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続国外財産についての記載がない場合（当該相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合に限る。）を除く」とあるのは「百分の五」と、同項第一号中「場合（当該国外財産調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続国外財産を有する者（その価額の合計額が五千万円を超える国外財産で相続国外財産以外のものを有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第二号中「含むものとし、当該国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続国外財産についての記載がない場合（当該相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合に限る。）を除く」とあるのは「含む」とする。

第六条第四項中「前条第一項」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4　前項の国外財産調書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める国外財産調書とする。

一　前項の修正申告等が所得税に関するものである場合　当該修正申告等に係る年分の国外財産調書（当該年分のその年の中途において当該修正申告等の基因となる国外財産を有しないこととなった場合における当該国外財産にあっては当該年分の前年分の国外財産調書とし、当該修正申告等の基因となる相続国外財産（相続開始年に取得したものに限る。）にあっては相続開始年の年分の国外財産調書を除く。）

二　前項の修正申告等が相続税に関するものである場合　次に掲げる国外財産調書の全て
イ　当該相続税に係る被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書（被相続人がその提出期限までに相続開始年の前年分の国外財産調書を提出しないで死亡した場合にあっては、被相続人の相続開始年の前々年分の国外財産調書）
ロ　当該相続税に係る相続人の相続開始年の年分の国外財産調書
ハ　当該相続税に係る相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

5　第三項の修正申告等が相続税に関するものである場合には、次に掲げる者については、同項の規定は、適用しない。

一　当該相続税に係る相続人で前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により税務署長に提出すべき相続開始年の翌年分の国外財産調書がないもの

二　当該相続税に係る相続人で相続開始年の翌年の十二月三十一日において当該修正申告等の基因となる相続国外財産を有しないもの

第六条の二第一項中「年分の」を「年分の総所得金額（に、「総所得金額及び」を「総所得金額をいう。次項において同じ。）及び山林所得金額（に、「山林所得金額」を「山林所得金額をいう。次項において同じ。）」に、「をいう」を「をいう。次項及び次条第二項第一号において同じ」に改め、同項ただし書中「の間」を削り、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「の規定の」を「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の」に、「前項」を「第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　相続開始年の年分の前項各号に掲げる申告書に記載すべき総所得金額及び山林所得金額の合計額が二千万円を超え、かつ、相続開始年の十二月三十一日においてその価額の合計額が三億円以上の財産又はその価額の合計額が一億円以上の国外転出特例対象財産を有する相続人は、相続開始年の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務（次条第二項において「相続財産債務」という。）を除外したところにより、前項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「の財産」とあるのは「の財産（相続又は遺贈により取得した財産（相続の開始の日の属する年に取得したものに限る。以下この項において同じ。）を除く。）」と、「権利をいう。次項及び次条第二項第一号において同じ」とあるのは「権利をいい、相続又は遺贈により取得した財産を除く」とする。

第六条の三第一項中「の規定は」を「及び第二項の規定は」に、「前条第二項」を「前条第三項」に、「及び次項」を「及び次項第二号」に改め、同条第二項中「第六条第三項及び第四項（第一号に係る部分に限る。）」に、「前条第一項の規定により税務署長に提出すべき財産債務調書について提出期限内に提出がないとき、又は提出期限内に税務署長に提出された財産債務調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる財産若しくは債務についての記載がないとき（財産債務調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるときを含む。）」を「次に掲げる場合のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により税務署長に提出すべき財産債務調書について提出期限内に提出がない場合（当該財産債務調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続財産債務を有する者（その価額の合計額が三億円以上の財産で相続若しくは遺贈により取得した財産以外のもの又はその価額の合計額が一億円以上の国外転出特例対象財産で相続若しくは遺贈により取得した財産以外のものを有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）

二　提出期限内に税務署長に提出された財産債務調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる財産又は債務についての記載がない場合（当該財産債務調書に当該修正申告等の基因となる財産又は債務について記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含むものとし、当該財産債務調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続財産債務についての記載がない場合（当該相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由がない場合に限る。）を除く。）

第六条の三第三項中「第六条第三項から第五項まで」を「第六条第六項及び第八項」に改める。